

○特定免許情報の記録

(第 95 条の 2 第 3 項)

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 95 条の 2 第 3 項
処分の概要	特定免許情報の記録
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 95 条の 2 第 1 項及び第 5 項（特定免許情報の記録等） 道路交通法施行規則第 21 条の 2（特定免許情報の記録の申請）、第 21 条の 4（特定免許情報の記録）、第 21 条の 6（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第 21 条の 10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第 29 条の 2 の 3 の 2（更新された免許証の交付等）、第 31 条の 4 の 2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録）
審査基準	
標準処理期間	申請の当日中
申請先	運転免許センター、倉敷・津山運転免許更新センター又は警察署（岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。）の交通課（交通第一課及び地域交通課を含む。）
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係